

2 財21世紀職業財団（短時間労働援助センター）による雇用改善等援助事業の実施

短時間労働援助センターとして指定された財21世紀職業財団において、以下のパートタイム労働者の雇用改善等援助事業を行っています。

(1) 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給

中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金、事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を行っています。

（支給要件等の詳細についてはp.13を参照してください。）

(2) 雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助の実施

雇用管理アドバイザーの専門的知識を活かし、

- ・ パートタイム労働を希望する未就業者等を対象としたガイダンス
- ・ 事業主や人事・労務担当者等を対象とした雇用管理改善セミナー
- ・ 短時間雇用管理者等を対象とした能力向上研修

等を行うことにより、労使等に対し、関係法令、制度等の必要な情報、雇用管理の好事例や技術的な事項等、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための情報等を提供するとともに、労使等からの電話や来所などでの個別の相談に応じています。

(3) パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主点検を行うなどにより、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促しています。

(4) パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の取組の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っています。

3 パートタイム労働者の雇用の安定

(1) パートバンク・パートサテライトの設置

パートタイム労働者の増加に対応するため、パートタイム雇用の需要の高い大都市に、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」、中規模都市に「パートサテライト」を設置し、パートタイム労働力の円滑な需給の結合を図っています。

(2) 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応しています。

4 パートタイム労働者の能力開発の推進等

職業能力開発促進センター及び都道府県立職業能力開発校においては、パートタイム求職者に対するパソコン入門等の10日間程度の短期間の普通職業訓練を実施しています。

また、公共職業安定所においては、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する職業講習を実施しています。

5 パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

中小企業退職金共済制度の掛金月額最低額について、パートタイム労働者については一般の労働者よりも低い掛金月額で加入できる特例を設けています。

（p.17を参照してください。）

Ⅳ パートタイム労働者に係る関連諸制度

1 パートタイム労働者に係る各種の助成制度

(1) パートタイム労働者の雇用管理の改善のための助成金

短時間労働者雇用管理改善等助成金

- ◆ 短時間労働者雇用管理改善等助成金は、通常の労働者との均衡等を考慮して、雇用するパートタイム労働者に一定の福利厚生制度を適用する等他の事業主の模範となる取組を行う中小企業事業主及び構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理改善のための活動を行う事業主の団体に対して支給しています。

イ 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

(イ) 対象事業主

- a 都道府県労働局長（以下「局長」と省略。）の指定（指定要件は次のとおり）を受けていること。
 - (a) 労災保険及び雇用保険の適用事業主であること。
 - (b) 中小企業事業主（資本金又は出資総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業については5,000万円、卸売業については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業（飲食店を含む。）については50人、卸売業又はサービス業については100人）を超えない事業主をいう。）であること。
 - (c) 労働保険料の2年を超えた滞納、助成金の不正受給（過去3年）がないこと。
 - (d) 雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等への意欲を持っていること。
 - (e) 労働者数については、おおむね10人以上（うちパートタイム労働者が5人以上）であること。
- b パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画（以下「改善計画」と省略。）を作成し、改善計画について、局長の認定（認定要件の主なものは次のとおり）を受けていること。
 - (a) 改善計画の作成に当たって、次のいずれも実施していること。
 - ① パートタイム労働者の意見、要望等を聴取していること。
 - ② パートタイム労働者の雇用管理に関して、改善すべき点の把握を行っていること。
 - ③ 意見の聴取等の結果把握した雇用管理上の問題点について、必要に応じ、人事労務管理の専門家の助言・指導を受けていること。
 - (b) 改善計画に以下の内容を含んでいること。
 - ① 前記(a)により把握した問題点について改善を行うこと。
 - ② 次の要件を満たすパートタイム労働者に係る就業規則を作成すること。
 - ・ パートタイム労働法及び指針の趣旨に沿ったものであること。
 - ・ 次ページの一覧表のメニューのうち、少なくとも3つについて制度導入すること。

この場合は、従来、通常の労働者だけに適用されていた制度をパートタイム

労働者にも新たに適用するか、通常の労働者とパートタイム労働者の双方に適用される制度を新たに定めることが必要です。

- ・ 作成にあたって、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められる者の意見を聴くこと。

③ 最終年度に、改善状況を確認するための報告書を作成すること。

(ロ) 支給額

a 改善計画作成等経費

中規模事業主（30人～） 15万円 小規模事業主（1～29人） 20万円

b 改善計画に基づく雇用管理改善実施経費

次の①～⑦の措置に応じて当該措置を実施したパートタイム労働者1人につき、それぞれに定める額（経費負担額がその額に満たない場合は、当該負担額）

⑧の措置については、当該措置を実施した事業主ごとに、それぞれに定める額

助成金支給項目	中規模事業主	小規模事業主
① 雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
② 定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
③ 人間ドックの実施	3,500円	5,200円
④ 生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
⑤ 講習の実施	1,400円	2,100円
⑥ 保険・共済の負担	4,000円×対象月数/12	6,500円×対象月数/12
⑦ 通勤便宜供与	8,600円×対象月数/12	12,400円×対象月数/12
⑧ キャリアアップ制度	120,000円	150,000円

ロ 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

(イ) 対象事業主団体

- a 局長の指定を受けた団体であって、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該計画について局長の承認を受け、当該計画に基づく措置として以下の①②③又は①②③④の事業を行うこと。

- ① 事業計画策定及び調査の事業
- ② 労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業
- ③ 雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業
- ④ 健康診断の実施等団体による共同事業

- b 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること。

(ロ) 支給額

助成対象事業に係る経費の3分の2を助成します。ただし、1団体当たりの支給限度額は、その構成事業主の数に応じ次のとおりです。

区 分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額
100未満	600万円
100以上～500未満	800万円
500以上	1,000万円

- ◆ これらの助成金は、短時間労働援助センター（財団法人21世紀職業財団）の地方事務所で支給業務を行っています。地方事務所は、各都道府県の県庁所在地にあります。

(2) 雇用の安定のための助成金

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は無料、有料の職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

- ◆ 平成14年4月1日から高齢者（60歳以上の者）、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の短時間労働被保険者（1週間の所定労働時間が同一の適用事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ30時間未満である雇用保険の被保険者）も対象となります（短期特例被保険者、高年齢継続被保険者、日雇労働被保険者として雇入れた場合を除く）。

2 健康診断

- ◆ 事業主は、パートタイム労働者に対し、労働安全衛生法の定めるところにより、健康診断を実施しなければなりません。

【実施しなければならない主な健康診断】

- ① 常時使用するパートタイム労働者に対する雇入時健康診断、定期健康診断（1年以内ごとに1回）
- ② 深夜業等に常時従事するパートタイム労働者に対する健康診断（配置転換時及び6ヶ月以内ごとに1回）
- ③ 一定の有害業務に常時従事するパートタイム労働者に対する特殊健康診断

- ◆ 一般健康診断を実施することが必要な「常時使用するパートタイム労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者又は期間の定めのある労働契約により使用される者で1年（深夜業を含む業務、有害物を取り扱う業務等特定の業務に従事する者にあつては6カ月）以上引き続き使用されることが予定されている者若しくは使用されている者であること。
- ② その者の1週間の労働時間が当該事業場における同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上であること。

なお、1週間の労働時間数が上記②で掲げる時間数未満の者であっても1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しては一般健康診断を実施することが望ましいものです。